

# 国土交通省 説明資料

---

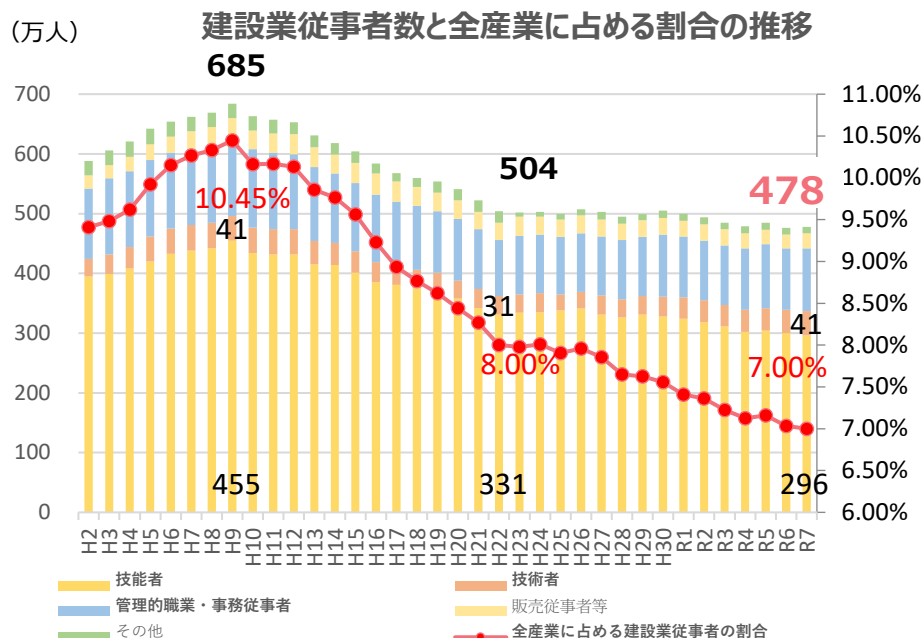
令和8年6月16日  
不動産・建設経済局

# 建設業就業者の現状

- 建設業の従事者数は平成9年のピーク時と比較し約3割減少。
- 高齢化についても55歳以上が約4割を占めるなど他産業を上回るペースで進んでいる状況。

## 技能者等の推移

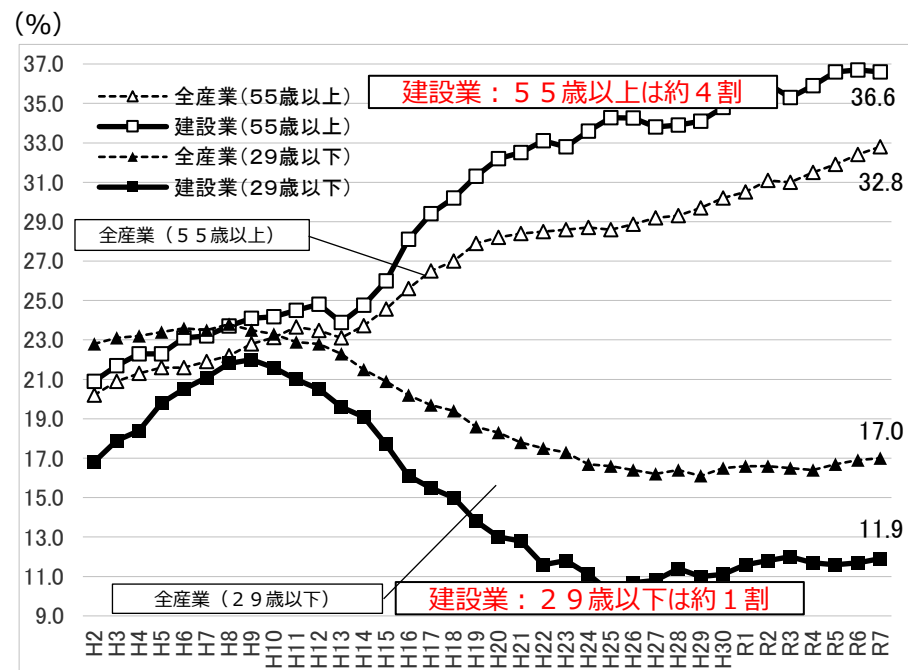
	就業者数ピーク (H9)	建設投資ボトム (H22)	最新 (R7)
建設業就業者：	685万人	504万人	478万人
技術者：	41万人	31万人	41万人
技能者：	455万人	331万人	296万人



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

# 技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

## 第三次・担い手3法の制定（R6.6公布、R7.12全面施行）

- 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、**基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法20条、19条の3）し、**違反した業者は指導・監督**（同法28条）、**発注者は勧告・公表**（同法20条）の対象。



これらの措置により、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において、適正な労務費を確保**。そのうえで、「CCUSレベル別年収」を活用し、**現場の技能者に、経験・技能に応じた適切な水準の賃金が支払われる**ようにする。

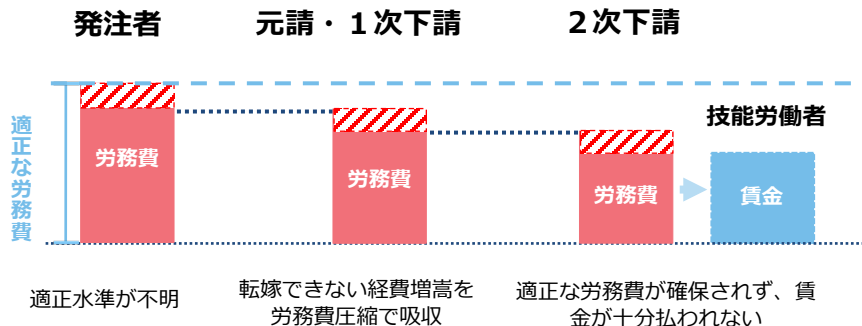
現状

目指す姿

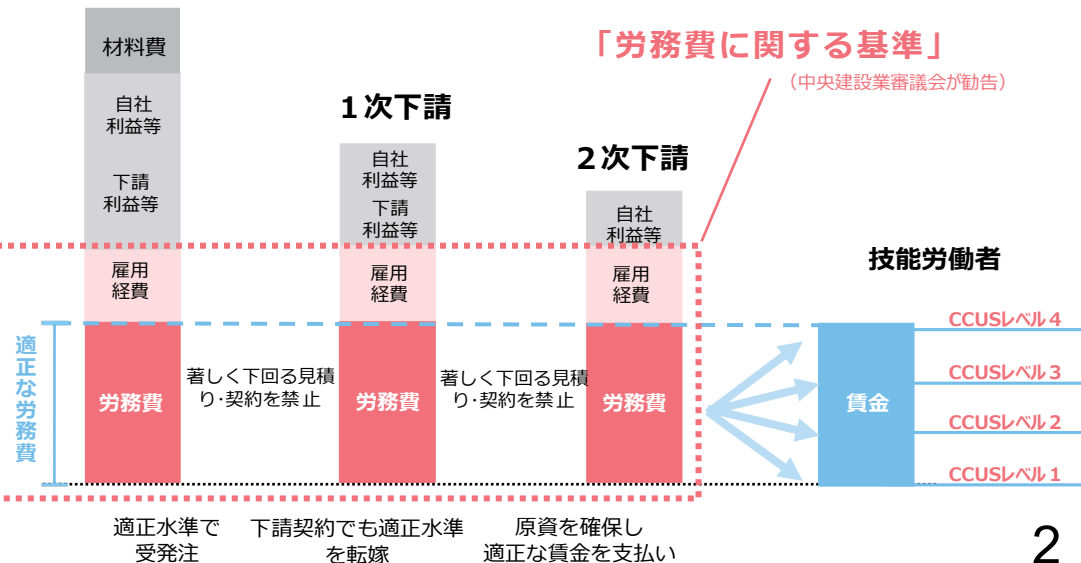
R7.12実施

労務費確保のイメージ

建設工事請負契約に係る特有の課題



発注者・元請



# 建設キャリアアップシステムの概要

## 目的

### 技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

### 人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

### 生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

## <建設キャリアアップシステムの概要>

### 技能者・事業者の登録

#### 【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

### 就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



### 能力評価の実施

経験や資格に応じた能力評価



### 経験・技能に応じた処遇

能力評価に応じた **適正な賃金支払い**  
(CCUSのレベルに応じた年収の水準をブロック別、職種別に公表)

↑適正な賃金として支払いを推奨

目標値

標準値

↓ダンピングのおそれがないか重点的に確認

### 現場管理での活用

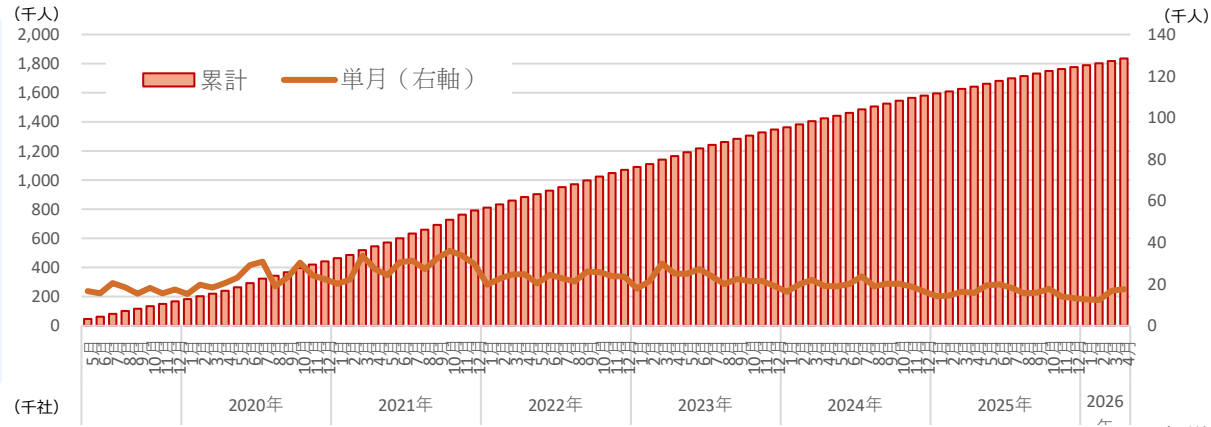
社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

# 建設キャリアアップシステムの利用状況(2026年4月末)

## 技能者の登録数

**183万人が登録**

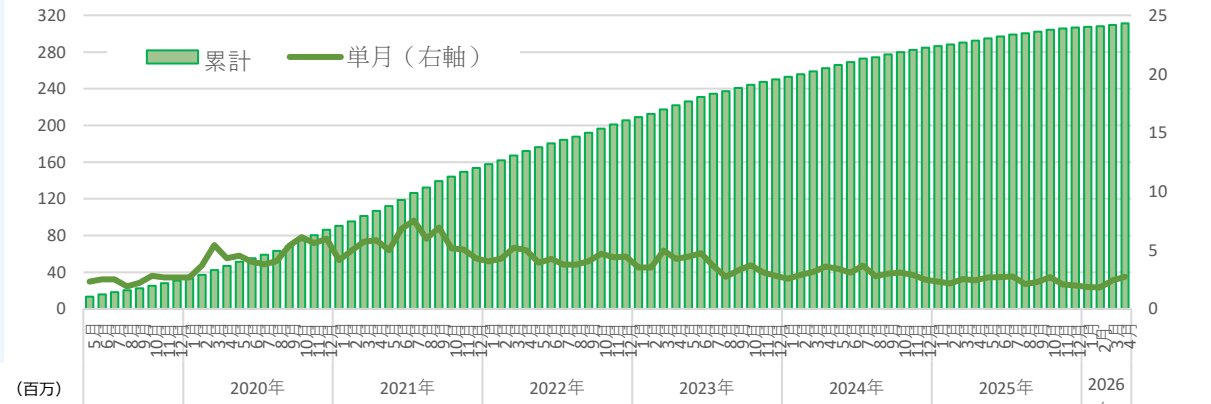
※労働力調査 (R7) における建設業技能者数：296万人



## 事業者の登録数

**31.1万社が登録**

※うち一人親方は10.8万社

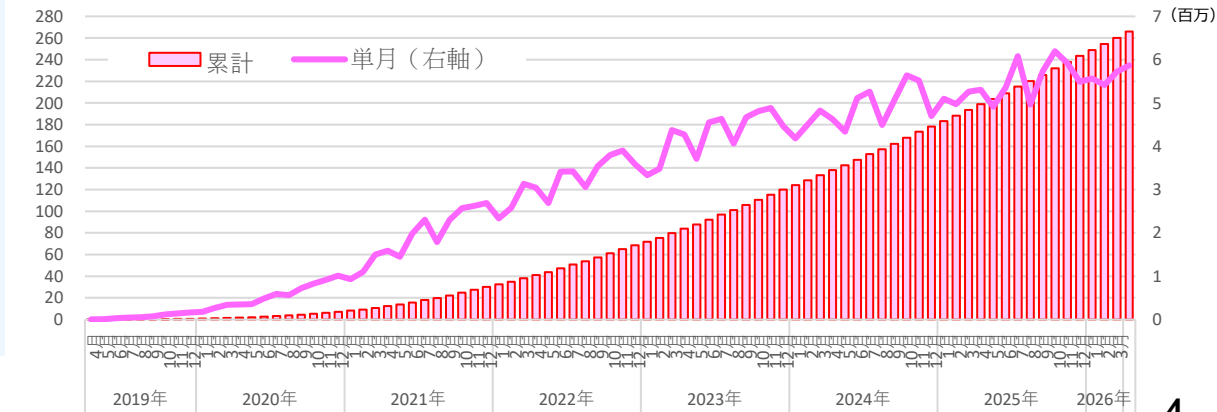


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 26,000万突破

※4月は580万履歴を蓄積



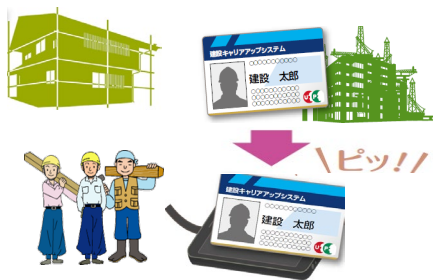
# 【技能者の能力評価】能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準（国土交通大臣が認定した49分野）に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

（令和8年3月末時点の能力評価件数 レベル2：49,034件、レベル3：44,540件、レベル4：66,440件）

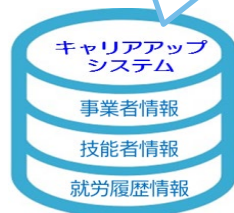
## 建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

### <現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格			
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20	
技能講習	玉掛け	2008.05.21	
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09	
社会保険加入状況	退職金共済		
健保	<input type="checkbox"/> 協会健保	<input type="checkbox"/> 建退共	<input type="checkbox"/>
年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
雇用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



- ◎ 経験（就業日数）
- ◎ 知識・技能（保有資格）
- ◎ マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

## 技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



- 初級技能者（見習い）
- 中堅技能者（一人前の技能者）
- 職長として現場に從事できる技能者
- 高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

- 技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した49分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

## <評価分野>

電気工事	橋梁	造園	コンクリート圧送	防水施工
トンネル	建設塗装	左官	機械土工	海上起重
PC	鉄筋	圧接	型枠	配管
とび	切断穿孔	内装仕上	サッシ・カーテンウォール	エクステリア
建築板金	外壁仕上	ダクト	保温保冷	グラウト
冷凍空調	運動施設	基礎ぐい工事	タイル張り	道路標識・路面標示
消防施設	建築大工	硝子工事	ALC	土工
ウレタン断熱	発破・破砕	建築測量	圧入	さく井
解体	計装工事	土質改良	潜函	住宅建築関連
石材施工	斜面防災	道路等法面保護工事	都市トンネル	

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

CCUS職種コード	09 電工 - 01 電気工、10 ソーラーシステム取付工、16 普通作業員（電気工）、17 その他電気設備 52 その他（施工） - 43 仮設電気工
能力評価実施団体	（一社）日本電設工業協会
呼称	<b>電気工事技能者</b>

レベル4	就業日数	<b>2150日（10年）</b>
	保有資格	<p>◇登録電気工事基幹技能者〔00001〕</p> <p>◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91024〕</p> <p>◇卓越した技能者（現代の名工）厚生労働大臣表彰（職種：電気配線工事作業員）〔94065〕</p> <p>●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと</p>
	職長経験	<b>職長としての就業日数が645日（3年）</b>
レベル3	就業日数	1075日（5年）
	保有資格	<p>◇第一種電気工事士（免状取得者）〔31018〕</p> <p>※ただし、以下の資格にあっては、それぞれ指定する就業日数を満たすことでレベル3の保有資格を有するものと取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓第一種電気工事士（試験合格者）〔31073〕 <u>及び 認定電気工事従事者〔31074〕</u> （就業日数1,505日（7年）以上）</li> <li>✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰者（建設ジュニアマスター）〔92024〕 <u>及び 第二種電気工事士（免状取得者）〔31019〕</u> （就業日数1,505日（7年）以上）</li> <li>✓第二種電気工事士免状取得者〔31019〕 <u>及び 認定電気工事従事者〔31074〕</u> （就業日数2,150日（10年）以上）</li> </ul> <p>●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと</p>
	職長・班長経験	職長又は班長としての就業日数が215日（1年）
レベル2	就業日数	645日（3年）
	保有資格	<p>◇第一種電気工事士（試験合格者）〔31073〕 <u>又は 第一種電気工事士（免状取得者）〔31018〕</u></p> <p>◇第二種電気工事士（免状取得者）〔31019〕</p>
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。  
 ※ 下線の資格については、並記している資格の上位又は同位として位置付け、併記している資格を保有するものと取り扱う。

# (参考) 建設技能者のリスキリング

～CCUS能力評価に必要な資格を取得して賃金アップ～

- 厚生労働省では、建設技能者のリスキリングに活用できる支援制度を多数用意しています。
- これらの制度を使えば、CCUSの各レベルに必要な多くの資格取得にもつながります。  
【各レベルで主に求められる資格】  
レベル2：特別教育、技能講習   レベル3：1級技能士、施工管理技士   レベル4：登録基幹技能者
- 所属会社への支援制度や技能者本人への支援制度もありますので、積極的に活用してください。

## 教育訓練給付金

### <制度の概要>

厚生労働大臣が指定する講座を主体的に受講・修了した技能者本人への支援

### <主な支援内容>

受講費用の  
最大80% (年間上限64万円)

### <取得につながる資格の例>

- ・電気工事士
- ・測量士・測量士補
- ・玉掛技能講習
- ・車両系建設機械運転技能講習
- ・土木施工管理技士

※令和7年10月より教育訓練休暇給付金が創設。

## 人材開発支援助成金 (建設業向け)

### <制度の概要>

技能者に認定職業訓練や技能実習を行った建設事業主への支援

### <主な支援内容>

経費助成：最大90%  
賃金助成：最大12,450円/日

### <取得につながる資格の例>

- ・安衛法による特別教育
- ・安衛法による技能講習
- ・能開法による技能検定（技能士）
- ・建業法による登録基幹技能者

## 人材開発支援助成金 (全業種向け)

### <制度の概要>

技能者にその職務に関連した知識及び技能の習得をさせる訓練を行った建設事業主への支援

### <主な支援内容>

経費助成：最大75%  
賃金助成：最大1,000円/1時間

### <取得につながる資格の例>

- ・クレーン技能講習
- ・1級技能士
- ・ドローン操縦士

# CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を職種別、ブロック別に算出。
- レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、**若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業**を目指す。
- **目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンプの恐れがないか重点的に確認**する。

## ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円）	レベル2（単位：万円）	レベル3（単位：万円）	レベル4（単位：万円）
	（標準値～目標値）	（標準値～目標値）	（標準値～目標値）	（標準値～目標値）
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九州・沖縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

<算出条件> ・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成  
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）  
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

「防災・国土強靱化」はもとより、  
**戦略17分野全ての投資を下支えする建設産業の供給力を向上させることにより、  
 各分野における設備投資（施設整備）を確実に実現し、我が国の経済成長を後押しする。**

- **戦略17分野等への投資を促進し、強い日本経済を実現するためには、各分野における設備投資（施設整備）を支える建設産業において、人材の確保・育成や生産性向上を推進し、供給力の向上を図ることが不可欠。**
- **このため、公共工事だけでなく、民間工事も対象に、処遇改善と入職促進による担い手の確保、建設人材のリ・スキリングとDX推進による生産性向上に向けた取組みを強化する。**

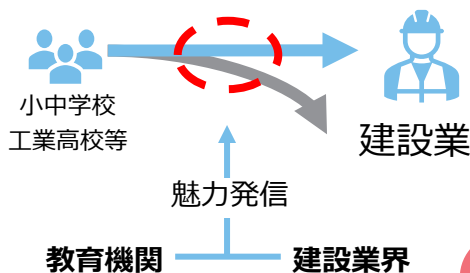
## 担い手確保

### 処遇改善・働き方改革

- ✓ 第三次・担い手3法に基づくサプライチェーン全体（発注者・元請・下請）での取引適正化を徹底
- ✓ 変形労働時間制の運用改善などによる働き方改革

### 入職促進

- ✓ 小中学校段階からの興味関心の醸成
- ✓ 教育機関と建設業界等とが連携した、戦略的な魅力発信



1. 処遇改善

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革・生産性向上

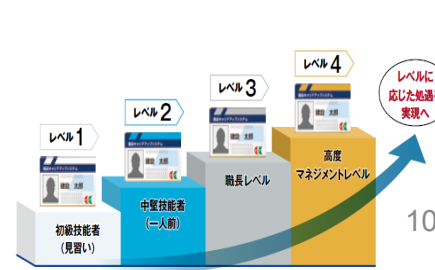
## 生産性向上

### リ・スキリング

- ✓ 資格取得・リスキリングに向けた支援強化
- ✓ 新たな教育訓練体系の構築

### DX推進

- ✓ 土木・建築分野において、ICT機器、AIやロボット等の先端技術の導入など、省力化投資を設計から施工まで幅広く促進



3Dプリンター  
 (出典：株式会社大林組 HP)

**教育訓練給付金や人材開発助成金を活用するなどし、建設技能者のリ・スキリングに向けた教育訓練プログラムの開発等を検討**

# 建設産業における今後の教育訓練の方向性

技能・経験に応じた処遇改善によりキャリアパスの見通しを持てる産業とするため、技能取得・キャリアアップ支援の強化、新たな教育訓練体系の構築に向けた検討を行う。

- 中小企業が多くを占める建設産業では、教育訓練が不十分。
- 担い手確保の観点から、技能・経験に応じた処遇改善を図ることが急務。

## 現在の職業能力開発の枠組

対象	責務を負う者	主な訓練の種類（実施主体）
離職者	国・都道府県	公共能力開発施設での教育訓練 (国・都道府県)
在職者等	事業主	<b>認定職業訓練</b> (事業主・職業訓練法人等) <b>その他の職業訓練</b> (事業主・一般社団法人等)

## 建設産業における課題

- ① 教育訓練は、**現場でのOJTが中心**
- ② 教育訓練施設でのOFF-JTは、**新人研修か、高レベルな技能者が中心で中間が希薄**  
※初級・中級・職長・高マネジメントレベルのような体系でない

職種・レベルに応じたカリキュラム・  
教材が確立されていない

### 短期の取組

- ・ 現行の枠組を最大限活用しつつ、**建設人材の技能取得・キャリアアップの支援拡充**

### 中長期の取組

- ・ 業界・職業訓練法人・行政・教育機関等の連携のもと、**新たな教育訓練体系を構築**

